

(仮称) 石巻風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 2 5 年 6 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する 当社の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月27日（水）

(2) 公告の方法

①平成25年3月27日（水）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・石巻かほく（朝刊1面）
- ・石巻日日新聞（夕刊4面）

②上記に加え、平成25年4月2日（火）付けで、新聞折込による「お知らせ」を実施した。

[別紙2参照]

- ・河北新報（稲井地区、飯野川地区）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①自治体庁舎

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・宮城県庁 環境生活部環境対策課 | （仙台市青葉区本三丁目8番1号） |
| ・石巻市役所 生活環境部環境課 | （石巻市穀町14番1号） |
| ・石巻市役所 河北総合支所市民生活課 | （石巻市相野谷字旧会所前12番地1） |

②インターネットの利用（電子縦覧）

[別紙3参照]

当社ウェブページに方法書の内容を掲載した。

URL: <http://www.eeh-development.com/ishinomaki/>

また、石巻市のウェブページに当社ウェブページへのリンクを掲載した。

(4) 縦覧期間

平成25年3月27日（水）から平成25年4月26日（金）までとした。

自治体庁舎における縦覧は、縦覧期間中の平日の午前9時から午後5時までとし、当社ウェブページにおける縦覧は、縦覧期間終了後も意見書受付期間の平成25年5月10日（金）まで閲覧可能とした。なお、インターネットの利用による電子図書の閲覧は、上記の期間中は常時アクセス可能な状態とした。

縦覧期間中のアクセス件数は、336件であった。なお、アクセス件数の集計にあたっては、同一人物による同日内の複数回のアクセスは、1回としてカウントした。

(5) 縦覧者数

総 数 2 名（縦覧者記録用紙記載者数）

（内訳）

- ・宮 城 県 庁 環境生活部環境対策課 0 名
- ・石巻市役所 生活環境部環境課 1 名
- ・石巻市役所 河北総合支所市民生活課 1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

第 1 回：平成 25 年 4 月 6 日（土） 19 時 00 分～20 時 30 分

第 2 回：平成 25 年 4 月 7 日（日） 13 時 30 分～15 時 00 分

(2) 開催場所

第 1 回：東福田農事集会所 （石巻市東福田字馬場 95-1）

第 2 回：稲井公民館 会議室 （石巻市新栄一丁目 25 番地 7）

(3) 来場者数

第 1 回：5 名

第 2 回：4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 25 年 3 月 27 日（水）から平成 25 年 5 月 10 日（金）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

[別紙 4 参照]

①説明会会場に設置した意見書箱への投函

②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は 18 件であった。すべて郵送により提出されたものであり、説明会会場における意見書の投函はなかった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する 当社の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 18 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	石巻市東福田地内他（龍峰山北側尾根沿い）の対象事業実施区域およびその周辺（以下「計画区域」という。）には希少猛禽類であるイヌワシが生息しており、冬季には、オオワシ、オジロワシが飛来している。特にイヌワシにおいては、営巣や採餌など重要な行動をとる地域となっており、その生息に大きな影響を与えることが考えられることから風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の見直しを行うべきである。	対象事業実施区域の選定にあたっては、環境省地球環境局の「平成 23 年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務（宮城県石巻市）報告書」（以下、「報告書」という。）における検討結果を踏まえました。 希少猛禽類については、報告書及び現地調査の結果をもとに、対象事業による影響について予測及び評価を実施してまいります。 なお、報告書によれば、イヌワシは女川町の山林に営巣しており、対象事業実施区域周辺での飛翔は確認されていません。また、平成 24 年 2 月から平成 24 年 8 月にかけての調査期間中、オオワシは 2 月に 8 回、オジロワシは 2 月に 4 回、3 月に 1 回、チュウヒは 2 月に 3 回、3 月に 2 回の飛翔が確認されています。このため、対象事業実施区域周辺は、イヌワシやウミワシ類にとって営巣や採餌などの重要な行動をとる地域ではないものと考えています。
2	計画区域には希少猛禽類のイヌワシが生息し、冬季には、オオワシ、オジロワシ、チュウヒ（渡来初期の 3 週ほど）が飛来する。特にイヌワシにとっては、重要な狩場であり、生息に大きな影響を及ぼすことが考えられる。隣県岩手では、風力発電によるイヌワシの事故死は百年に 1 羽と推定されたというが、発電稼働後、程なくして、イヌワシ成鳥 1 羽が発電施設に衝突死している。 本事業実施計画区域に生息するイヌワシについては、「上品山イヌワシ生息状況調査報告書 1996 宮城県」、「宮城県猛禽類生息調査報告書 2000 宮城県」、「宮城県におけるイヌワシの生息・繁殖状況（1981－2011）」、2012 Aquila chrysaetos No23・24: 6-16 日本イヌワシ研究会」等を参照していただいたなら風力発電施設の建設には不適切な場所と認識したはず、計画区域の見直しを行うべきである。	

2. 動物・植物・生態系

3	貴社が参考とした既存の資料の中に「上品山イヌワシ生息状況調査報告書-（1996 年 3 月）-南三陸ワシタカ研究会編」および「宮城県猛禽類生息調査報告書-（平成 12 年 3 月）-宮城県環境生活部編」が含まれていない。前者は計画区域北東部に位置する上品山周辺におけるイヌワシの生息に関する調査報告書であるが、計画区域の北端にある市営牧場とその周辺はイヌワシの採餌場所となっており、「大規模送電線工事等は着工前に綿密な環境影響調査を実施し、イヌワシの生息を脅かさない計画にすることが肝要である。」と提言している。 現在、上品山地域ではイヌワシは営巣していないが、元々ここに営巣していたペアは現在、女川町の山林で営巣している。この地域は東日本大震災で被災された地域住民の高台移転の住宅地域として開発される予定となっている。このことから、このペアは近いうちに女川町の営巣地を追われ、再び上品山地域に戻る可能性が十分に考えられる。 ところで、計画区域の南部約 5km に県指定牧山鳥獣保護区が設置されているが、この地	女川ペアは女川港周辺を主な狩場とし、カモメ類を主な餌とする特異な生態を持っていることや、営巣地周辺で東日本大震災の復旧工事に伴う騒音等が発生しているにもかかわらず、平成 24 年繁殖期も同じ営巣地に執着していたことから、営巣地を移動させる可能性は低いと考えています。ただし、今後実施する現地調査においては、営巣地の状況を含めた継続的な調査を行い、必要に応じて追加的な保全措置の実施を検討します。
---	---	---

	域は古くから野鳥の飼養を目的とした密猟が盛んな地域となっていたことから、狩猟を抑制するために鳥獣保護区に指定され、また、上品山・硯上山鳥獣保護区も渡り鳥のコースであることを主な理由に指定されている。それらのことから、一般鳥類はもとより、イヌワシなどの希少猛禽類についても風力発電施設の建設が与える影響を評価、予測するための十分な調査が必要である。	
4	現在、上品山イヌワシは、女川町の民有林に移動し、営巣繁殖しているが、行動圏内にある上品山地域周辺にも出現する。 上品山イヌワシの現在の営巣地、女川町×地域周辺は、東日本大震災で被災した地域住民の高台移転の住宅地域として開発が予定されている。したがって、このつがいは、女川の営巣地を追われることになり、再び上品山地域に戻ってくることが考えられる。県内では南三陸地域の例と、仙台市西部地域の例が再び戻ってきている。県外でも、このような例がいくつか確認されている。ごく最近では奈良県での確認がある。 宮城県の北上高地、最後の1つがい「上品山イヌワシ」の生存を守るためには、風力発電事業実施区域を条件のよい他地域に求めるべきと思考する。	
5	計画区域において、適切な時期に一般鳥類と同じ回数の夜間鳥類調査を実施し、夜行性鳥類の有無など必要な情報把握に努めること。	一般鳥類調査においては、夜間調査を実施し、夜行性の鳥類についても生息状況の把握に努めます。
6	鳥類の調査範囲について、計画区域周辺には行動圏の広いイヌワシの生息が確認されていることから、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10km 程度まで、渡り鳥に関しては計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるように、調査範囲を見直すべきである。	イヌワシの調査については、女川町の山林にある営巣地の利用状況を把握するとともに、対象事業実施区域周辺の利用状況の把握に主眼を置き、調査地点を設定します。 また、渡り鳥の調査については、対象事業実施区域のほか、周辺の状況を比較する点として 5 地点程度を配置します。
7	一般鳥類については空間飛行調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。空間飛行調査では飛行高度の計測を行う必要があるが、飛行高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。	一般鳥類については、空間飛行調査を実施し、対象事業実施区域周辺における空間的な利用状況の把握に努めます。飛行高さについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年、環境省自然環境局野生生物課）及び専門家へのヒアリング結果をもとに、風車設置による影響を把握するために必要な情報として、高さ区分を LMH（風車の下側、風車の高さ、風車の上側）の 3 段階で記録します。
8	希少猛禽類の生息状況調査においては、すべての希少猛禽類に対して飛行軌跡の記録を行い、計画区域およびその周辺も含めて利用状況を把握すること。飛行軌跡調査では飛行高度の計測を行い、飛行高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。	すべての希少猛禽類（文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、宮城県レッドデータブックの該当種）に対して飛行軌跡の記録を行います。 飛行高さは、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年、環境省自然環境局野生生物課）及び専門家へのヒアリング結果をもとに、風車設置による影響の把握に必要な情報として、高さ区分を LMH（風車の下側、風車の高さ、風車の上側）

		の3段階で記録します。
9	鳥類の調査期間については、「1年間とし、季節ごとに1回」と記されているが、具体的には春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと表現し、少なくとも年に5期分は調査を行うこと。また、計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには、単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。	一般鳥類は春・夏・秋・冬の4季に各1回の調査を実施するほか、渡り鳥の調査を春・秋の2季に各2回の調査を実施します。 調査期間については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成19年、経済産業省原子力安全・保安院）を踏まえ、1年間の調査とします。
10	イヌワシについては、なわばりを持たない若鳥やペアが入れ替わり、なわばりの外に出た放浪成鳥などの出現の可能性があることや、繁殖状況に年変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。なお、調査は1回を3日間とし、月に2回以上は行なうこと。特に狙禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。	イヌワシについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年、環境省自然局野生生物課）及び専門家のヒアリング結果を受け、報告書の記載内容を活用することで、1期のみの調査としています。 現段階では対象事業実施区域に希少猛禽類の営巣情報がないことから、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」（平成13年、財団法人ダム水源地環境整備センター）を参考に、1ヶ月に3日間の調査を1回の頻度で行うことで調査地域の希少猛禽類の生息状況は把握できると考えています。なお、天候不良時の行動の把握については、調査中の天候と飛跡を対応づけて整理することで把握に努めます。
11	鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、渡りの時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬～5月下旬、秋季調査については8月中旬～11月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。さらに、渡り時期に出現する鳥種は、短期間中でも大きいことから、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。	渡り鳥の調査については、専門家へのヒアリングの結果を踏まえ、春及び秋に実施します。その期間は、専門家へのヒアリングの結果及びご指摘を踏まえ、春に3回、秋に3回の調査を実施します。 なお、調査にあたっては、各季の初回調査時に日の出から日没まで通して調査を実施し、渡り個体数のトレンドを把握し、その後の調査では把握した傾向のピークの時間帯に調査を実施することで、効率的な情報の把握に努めます。
12	鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや越える高さのやぐらを設置するなどして、レーダー調査を実施すること。	報告書によれば、対象事業実施区域周辺は渡り鳥の主要な渡りルートからは外れており、対象事業によって甚大な影響が生じる可能性は小さいものと考えています。 このため、昼間の渡り鳥は、目視による調査で状況を把握いたします。また、夜間の渡り鳥は、鳴き声の聞き取りの調査により、状況の把握に努めます。

3. その他

13	本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。	本方法書は、電気事業法及び環境影響評価法の手続きに則り、経済産業省環境審査顧問会及び宮城県環境影響評価技術審査会において、いずれも公開の場において有識者からの審議を受けています。 また、環境調査の実施期間中においても、複数の有識者に対して適宜ヒアリングを実施することを予定しています。なお、助言の内容及び助言を受けた有識者については、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」（平成24年、環境省総合環境政策局）を踏まえ、助言の内容及び専
----	---	--

		門家の所属機関の属性について明らかにすることを予定しています。また、報告書においても、猛禽類の現地調査結果の考察については、有識者への意見聴取を踏まえています。
--	--	---

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成 25 年 3 月 27 日掲載

石巻かほく（朝刊 1 面）

石巻日日新聞（夕刊 4 面）

（仮称）石巻風力発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧・説明会に ついて（公告）

◆方法書の縦覧

- 縦覧の場所…石巻市役所生活環境部環境課（市役所3階）
石巻市役所河北総合支所市民生活課環境衛生窓口（支所1階）
宮城県環境生活部環境対策課（県庁13階）
- 縦覧期間…平成25年3月27日（水）から平成25年4月26日（金）まで
- 縦覧時間…土・日を除く午前9時から午後5時まで
- 電子縦覧…<http://www.eeh-development.com/ishinomaki/>

◆意見書の提出

- 提出方法…環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、下記の問い合わせ先住所へ郵送（消印有効）によりご提出ください。なお、意見は日本語によりご記載願います。
- 提出期間…平成25年3月27日（水）から平成25年5月10日（金）まで

◆住民説明会の開催

- 第1回…平成25年4月6日（土）19時00分～20時30分 東福田農事集会所
- 第2回…平成25年4月7日（日）13時30分～15時00分 稲井公民館

◆対象事業の概要

- 事業者の名称…株式会社ユーラスエナジーホールディングス
- 代表者の氏名…清水正己
- 事務所の所在地…東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
- 対象事業の名称…（仮称）石巻風力発電事業
- 対象事業の種類…風力発電所設置事業
- 対象事業の規模…発電設備出力16,000～20,000kW
- 風力発電機の基数…8基程度
- 対象事業実施区域…宮城県石巻市大森字大平333-1 龍峰山北側 尾根沿い
- 影響を受ける範囲であると認められる地域…石巻市

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業第一部
TEL03-5404-5478 担当…桶田（おけだ）

（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響 評価方法書の縦覧・説明会について（公告）

◆方法書の縦覧

- 縦覧の場所…石巻市役所生活環境部環境課（市役所3階）、石巻市役所河北総合支所市民生活課環境衛生窓口（支所1階）、宮城県環境生活部環境対策課（県庁13階）
- 縦覧期間…平成25年3月27日（水）から平成25年4月26日（金）まで
- 縦覧時間…土・日を除く午前9時から午後5時まで
- 電子縦覧…<http://www.eeh-development.com/ishinomaki/>

◆意見書の提出

- 提出方法…環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、下記の問い合わせ先住所へ郵送（消印有効）によりご提出ください。なお、意見は日本語によりご記載願います。

提出期間…平成25年3月27日（水）から平成25年5月10日（金）まで

◆住民説明会の開催

- 第1回…平成25年4月6日（土）19時00分～20時30分 東福田農事集会所
- 第2回…平成25年4月7日（日）13時30分～15時00分 稲井公民館

◆対象事業の概要

- 事業者の名称…株式会社ユーラスエナジーホールディングス
- 代表者の氏名…清水正己
- 事務所の所在地…東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
- 対象事業の名称…（仮称）石巻風力発電事業
- 対象事業の種類…風力発電所設置事業
- 対象事業の規模…発電設備出力16,000～20,000kW
風力発電機の基数 8基程度
- 対象事業実施区域…宮城県石巻市大森字大平333-1、
龍峰山北側 尾根沿い
- 影響を受ける範囲であると認められる地域…石巻市

意見書の提出先及びお問い合わせ先

（株）ユーラスエナジーホールディングス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
国内事業第一部 TEL03-5404-5478 担当…桶田（おけだ）

新聞折込によるお知らせ

○平成 25 年 4 月 2 日折込

**(仮称) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価方法書の
縦覧・説明会について**

石巻市において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価を行うための調査手法等を記載した「環境影響評価方法書」を下記のとおり縦覧します。また「環境影響評価方法書」に関する説明会を下記のとおり開催します。

◆方法書の縦覧について

縦覧の場所 (3箇所にて実施)	・石巻市役所 生活環境部 環境課 (石巻市鞍町14番1号 市役所3階) ・石巻市役所 河北総合支所 市民生活課 環境衛生窓口 (石巻市相野谷字旧会所前12番地1 支所1階) ・宮城県 環境生活部 環境対策課 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階)
縦覧期間	平成25年3月27日(水)から平成25年4月26日(金)まで
縦覧時間	土、日を除く午前9時から午後5時まで
電子縦覧	次の方法書縦覧ホームページにて電子縦覧を実施いたします。 (http://www.eeh-development.com/fishinomaki/)

◆意見書の提出について

提出方法	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期限	平成25年3月27日(水)から平成25年5月10日(金)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。

◆方法書の説明会について

開催日時・場所	平成25年4月6日(土)19時～20時30分 場所:東福田農事集会所 石巻市東福田字馬場94	平成25年4月7日(日)13時30分～15時 場所:稲井公民館 石巻市新栄一丁目25番地7
---------	--	---

※方法書説明会においても、書面での意見を受け付けます。

◆対象事業の概要

事業者の名称	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名	取締役社長 清水 正己
事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス7階
対象事業の名称	(仮称)石巻風力発電事業
〃 種類	風力発電所設置事業
〃 規模	発電設備出力:16,000～20,000kW 風力発電機の基軸:8基程度
対象事業実施区域	宮城県石巻市大森字大平333-1、龍峰山北側 尾根沿い
環境影響を受ける範囲 であると認められる地域	石巻市

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業第一部 担当: 桶田 義徳
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス7階
電話 03-5404-5478

インターネットの利用

○当社ウェブページ

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)石巻風力発電事業

お知らせ

2013年03月27日（水） [\(仮称\)石巻風力発電事業 環境影響評価方法書の公表について](#)

2013年03月27日（水） [\(仮称\)石巻風力発電事業に係る環境影響評価方法書の概要・説明会について](#)

2013年03月27日（水） (仮称)石巻風力発電事業 ホームページを開設致しました。

計画概要

対象事業の名称	(仮称)石巻風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電設備出力：16,000~20,000kW
風力発電機の台数	8基程度
対象事業実施区域	宮城県石巻市大森字大平333-1、龍峰山北側 尾根沿い

お問い合わせ

住 所：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号神谷町セントラルプレイス7階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

担 当：広報IR・環境アセスメント室 担当：楠田 苑

電話番号：03-5404-5478

号：

○石巻市ウェブページ



Ishinomaki City
石巻市



[音声読み上げ](#)
[Foreign language](#)

文字サイズ

文字色

サイト内検索

[トップページ](#)
[市民の方へ](#)
[事業者の方へ](#)
[市政情報](#)
[イベント・観光](#)
[施設マップ](#)

[トップページ](#) > 〈仮称〉石巻風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

〈仮称〉石巻風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

更新日：2013年03月26日

石巻市において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価を行うための調査手法等を記載した「環境影響評価方法書」を下記のとおり縦覧します。

記

縦覧期間：平成25年3月27日（水）から平成25年4月26日（金）まで

[詳細についてはこちらをクリック](#)してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

[サイトマップ](#) | [個人情報保護制度の概要](#) | [サイトポリシー](#)

石巻市役所
 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 電話番号 0225-95-1111（代表）
 開庁時間 8時30分から17時 まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）
[このホームページの運用・管理に関するお問い合わせは秘書広報課まで](#)

携帯サイト

携帯電話でバーコードを読み取ってください



Copyright © City of Ishinomaki. All rights reserved.

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 7 階
(株)ユエラスエナジーホールディングス 国内事業第一部 桶田 宛
○意見書の提出期限 平成25年5月10日(金)〔当日消印有効〕

平成 25 年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。